

令和5年5月26日に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」

通称「盛土規制法」の運用が 令和7年5月9日から はじまります！

安城市全域が令和7年5月9日に「宅地造成等工事規制区域」に指定され、同日より運用を開始します。

指定後に必要な措置

一定規模以上の盛土等を行う場合は許可が必要になります。

土地所有者等は盛土等を常に安全に維持する必要があります。

※令和7年5月9日(指定日)より前から、許可対象となる規模の工事を行っている場合は、当該工事に関する届出が必要です(許可は不要)。

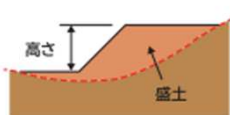
※提出された許可及び届出の内容は、Webサイトで公表されます(法第12条第4項、法第21条第2項)。

※区域の指定等は愛知県が行いますが、許可事務等は安城市が行います(事務移管による)。

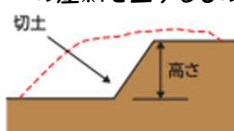
許可の対象となる盛土等の規模

土地の形質の変更 (盛土・切土)

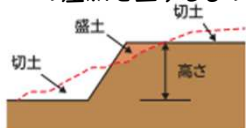
①盛土で高さが
1m超
の崖※1を生ずるもの



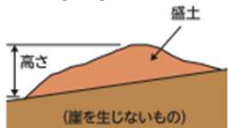
②切土で高さが
2m超
の崖※1を生ずるもの



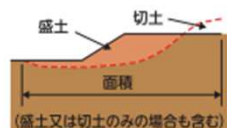
③盛土と切土を
同時に行い、
高さが**2m超**
の崖※1を生ずるもの



④盛土で
高さが**2m超**
となるもの
(①、③を除く)

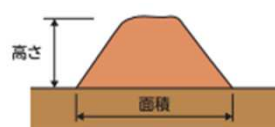


⑤盛土又は切土をする
土地の面積※2が
500㎡超となるもの
(①～④を除く)

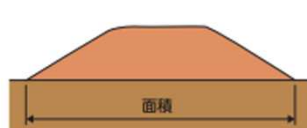


一時的な 土石の堆積

⑥最大時に堆積する高さが**2m超**
かつ面積が**300㎡超**生ずるもの



⑦最大時に堆積する面積※3が
500㎡超生ずるもの



※1 地表面が水平面に対し30度を超える角度となる土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のもの

※2 工事前後の地盤面の標高の差が**30cm**を超える部分の面積(質の変更を行わず、かつ現況地盤面の勾配が5%以下の場合は**1m超**)

※3 工事前後の地盤面の標高の差が**30cm**を超える部分の面積



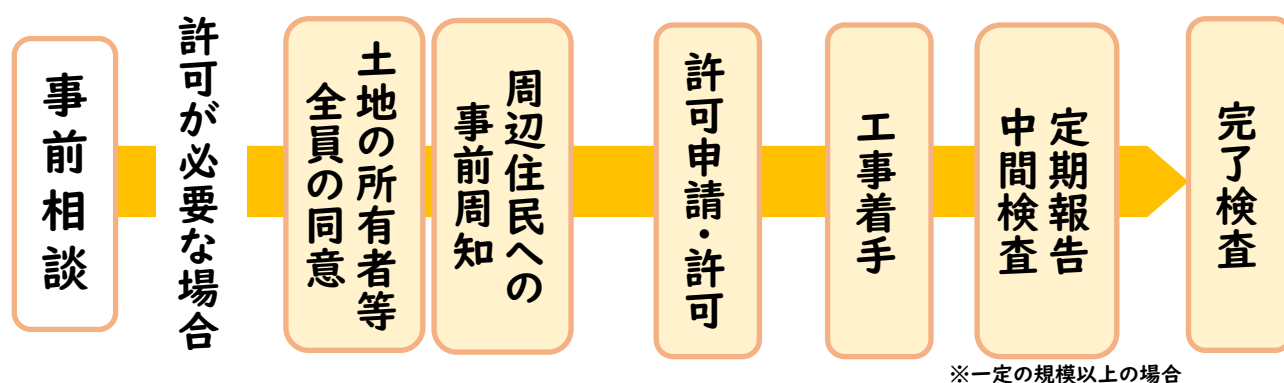
問い合わせ先 安城市建設部建築課開発指導係 電話番号:0566-71-2241

許可申請が不要となる盛土等

次の行為については、盛土規制法による許可申請は不要ですが、**不要な行為に該当するかどうかの確認が必要なため、事前に安城市建築課開発指導係にご確認ください。**

- 道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等
- 工事の施工に付随して行われる土石の堆積で、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場またはその付近に堆積するもの
- 農地と採草放牧地で行われる通常の営農行為など
- 指定日（令和7年5月9日）以降に開発許可（都市計画法第29条第1項）を受けた土地の造成 ※盛土規制法の許可対象となる規模の工事に限る。

許可申請から工事完了までの流れ



盛土規制法の許可を要する規模以上で進行中の工事 又は開発許可に関する注意点について

- **盛土規制法の許可を要する規模以上で、進行中の工事又は指定日以前に開発許可を受けた工事は、盛土規制法の届出又は許可が必要です。**

着手日により手続き方法が変わりますのでご注意ください。

- ・指定日以前に工事着手・・・令和7年5月30日までに盛土規制法の届出必要
- ・指定日以降の工事着手・・・着手前に盛土規制法の許可必要

